

郵便切手類模造等の許可に関する省令の一部を改正する省令  
 郵便切手類模造等の許可に関する省令（昭和四十七年郵政省令第三十一号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定とこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>付録様式1 郵便切手類模造等許可申請書</p> <p>100—8926 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 総務大臣 殿</p> <p>申請者 (氏名又は名称)</p> <p>(郵便番号、住所又は居所) (電話)</p> <p>年 月 日</p> <p>郵便切手類模造等取締法第1条第2項の許可を受けたいので郵便切手類模造等の許可に関する省令第3条の規定により申請します。            [表略]</p> <p>備考 [別る] 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 付録様式2</p> <p>郵便切手類模造等許可書 郵便切手類模造等の許可に関する省令第2条第1項の規定により、<u>          </u>年 <u>          </u>月 <u>          </u>日の申請を次の条件により許可します。この許可条件に違反した場合には許可は効力を失います。            [表略] [備考略]</p> <p>備考 表中の「<u>          </u>」の記載及び対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>付録様式1 郵便切手類模造等許可申請書</p> <p>100—0013 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号 総務大臣 殿</p> <p>申請者 (氏名又は名称)</p> <p>(郵便番号、住所又は居所) (電話)</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>郵便切手類模造等取締法第1条第2項の許可を受けたいので郵便切手類模造等の許可に関する省令第3条の規定により申請します。            [表同左]</p> <p>備考 1 記名押印に代えて署名することができる。 2 [同左] 3 [同左] 4 [同左] 5 [同左] 6 [同左] 7 [同左] 付録様式2</p> <p>郵便切手類模造等許可書 郵便切手類模造等の許可に関する省令第2条第1項の規定により、平成 <u>          </u>年 <u>          </u>月 <u>          </u>日の申請を次の条件により許可します。この許可条件に違反した場合には許可は効力を失います。            [表同左] [備考同左]</p>

附 則

この省令は、令和二年十二月二十五日から施行する。  
 ○農林水産省令第八十三号  
 養蜂振興法（昭和三十年法律第八十号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令を次のように定める。  
 令和二年十二月二十一日

農林水産大臣 野上浩太郎

押印を求める手続等の見直しのための農林水産省関係省令の一部を改正する省令  
 (養蜂振興法施行規則及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十三条の規定による立入検査等及び報告に関する省令の一部改正)  
 第一条 次に掲げる省令の規定中「画」を削る。  
 一 養蜂振興法施行規則(昭和三十年農林省令第四十五号) 別記様式  
 二 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十三条の規定による立入検査等及び報告に関する省令(平成二十一年農林水産省令第三十一号) 別記様式  
 (卸売市場法施行規則等の一部改正)

第二条 次に掲げる省令の規定中「五」を削る。  
 一 卸売市場法施行規則(昭和四十六年農林省令第五十二号) 別記様式第一号から別記様式第七号まで  
 二 水産業協同組合法施行規則(平成二十年農林水産省令第十号) 別記様式第一号及び別記様式第十一号  
 三 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行規則(平成二十年農林水産省令第三十七号) 別記様式  
 (国有林野台帳規程の一部改正)

第三条 国有林野台帳規程(明治三十九年農商務省令第二十七号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という)をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第十三条 新二林野若八事件ヲ台帳ニ登録シ又ハ之ヲ訂正若ハ削除シタルトキハ其ノ年月日及事由ヲ記載シ其ノ官庁ノ通知ニ因ルモノハ尚其ノ通知年月日及番号ヲ適宜ノ箇所ニ記載シ主任官吏之二捺印スヘシ</p> <p>② 前項ニ依リ台帳ノ登録ヲ削除若ハ訂正スルトキハ全部削除ノ場合ニ在リテハ欄外其ノ他適宜ノ場所ニ「削除」ノ印ヲ捺捺シ一部ノ削除又ハ訂正ノ場合ニ在リテハ原記載ヲ明瞭ニ存シ其ノ上ニ二朱ノ二線ヲ劃スヘシ</p>	<p>第十三条 新二林野若八事件ヲ台帳ニ登録シ又ハ之ヲ訂正若ハ削除シタルトキハ其ノ年月日及事由ヲ記載シ其ノ官庁ノ通知ニ因ルモノハ尚其ノ通知年月日及番号ヲ適宜ノ箇所ニ記載シ主任官吏之二捺印スヘシ</p> <p>② 前項ニ依リ台帳ノ登録ヲ削除若ハ訂正スルトキハ全部削除ノ場合ニ在リテハ欄外其ノ他適宜ノ場所ニ「削除」ノ印ヲ捺捺シ一部ノ削除又ハ訂正ノ場合ニ在リテハ原記載ヲ明瞭ニ存シ其ノ上ニ二朱ノ二線ヲ劃スヘシ</p>

国有林野地籍(台帳様式中「画」を「氏名」に改める。  
 (土地改良法施行規則の一部改正)  
 第四条 土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(申請の同意等)</p> <p>第九条 法第五条第二項及び第四項の規定による同意を得る場合には、同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者及び法第五条第四項の農用地外資格者から書面又は電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。)による同意を得なければならない。</p>	<p>(申請の同意等)</p> <p>第九条 法第五条第二項及び第四項の規定による同意を得るには、同条第一項の一定の地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者の総数及び法第五条第四項の農用地外資格者の総数を記載した同意署名簿にその資格を有する者の署名(記名を含む)及び押印を得なければならない。この場合において、同項の農用地外資格者の同意を得るときは、当該同意署名簿にその者が同項の農用地外資格者である旨を明記しておかなければならない。</p>

2 前項の規定により法第五条第四項の農用地外資格者の同意を得る場合には、その者が農用地外資格者である旨を明示しなければならない。  
 3 第一項の規定により同意を得る場合は、法第五条第二項の規定により公告した事項を記載した書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を添付しておかなければならない。

(審理員意見書の提出)  
 第十七条の三 準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの(電磁的記録を含み、事件記録(準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。)に該当するものを除く。)とする。

2 前項の同意署名簿には、法第五条第二項の規定により公告した事項を記載した書面を添付しておかなければならない。  
 (新設)

(審理員意見書の提出)  
 第十七条の三 準用行政不服審査法施行令第十六条の農林水産省令で定める書類は、次に掲げるもの(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含み、事件記録(準用行政不服審査法第四十一条第三項に規定する事件記録をいう。)に該当するものを除く。)とする。

一〇三 (略)

一〇三 (略)

(漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則の一部改正)

第三十八条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行規則(昭和五十一年農林省令第二十四号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「名称及び代表者の氏名」を「名称及び代表者の氏名」に改める。

別記様式第二号中「印」を削る。

(飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正)

第三十九条 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則(昭和五十一年農林省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第二号、別記様式第十号から別記様式第十九号まで及び別記様式第二十一号中「印」を削る。

別記様式第二十二号から別記様式第二十四号までの様式中「欄及び印」を削る。

別記様式第二十五号中「印」を削る。

別記様式第二十六号から別記様式第二十九号までの様式中「欄及び印」を削る。

別記様式第三十号中「印」を削る。

別記様式第三十一号中「欄及び印」を削る。

別記様式第三十二号から別記様式第四十二号までの様式中「印」を削る。

別記様式第四十三号から別記様式第四十五号までの様式中「欄及び印」を削る。

別記様式第四十六号中「印」を削る。

別記様式第四十七号から別記様式第五十号までの様式中「欄及び印」を削る。

別記様式第五十一号中「印」を削る。

別記様式第五十二号中「欄及び印」を削る。

別記様式第五十三号及び別記様式第五十四号中「印」を削る。

別記様式第五十五号中「印」を削る。

(農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正)

第四十条 農林水産大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和五十四年農林水産省令第九号)の一部を次のように改正する。

(裏面)

漁業法(抄)

第一百七十六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に關して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入つて、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。

3 前二項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

一五 (略)

六 第一百七十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

七 第一百七十六条第二項の規定による当該職員の測量、検査、移転又は除去を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考 用紙の大きさは、縦八十五ミリメートル、横六十ミリメートルとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。